厚生労働省
愛知労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和８年 10 月 29 日
【照会先】
愛知労働局労働基準部監督課
監　督　課　長　中嶋　智成
地方労働基準監察監督官　牧野　陽子
電話　052－972－0253

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施～

愛知労働局（局長　久知良（くちら）　俊二（しゅんじ））では、11 月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどを実施します。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

取組概要

1　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（別添１）

日時：令和８年 11 月 10 日（火）　14 時 00 分～16 時 30 分（受付 13 時 30 分～）

場所：名古屋市中小企業振興会館７階メインホール（名古屋市千種区吹上二丁目６番３号）

2　「過重労働解消キャンペーン」の実施（別添２）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、「労働局長による労使団体等への協力要請」、「労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換」、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【別添１】過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内
【別添２】令和８年度過重労働解消キャンペーン概要

別添１

愛知 会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日 時 2026.
11月10日(火) 14:00～16:30
(受付13:30～)

会 場
名古屋市中小企業振興会館
7F メインホール
(名古屋市千種区吹上二丁目6番3号)

基調講演

過労死被害の実態から、予防・根絶を考える
—過労死の事実と原因を知ることの重要性

東京駿河台法律事務所　弁護士
玉木 一成 氏

◎お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

愛知会場

プログラム

［愛知労働局からの報告］
「職場におけるカスタマーハラスメント対策の強化等について」
愛知労働局 雇用環境・均等部指導課

［基調講演］
**「過労死被害の実態から、予防・根絶を考える
—過労死の事実と原因を知ることの重要性」**
玉木 一成 氏（東京駿河台法律事務所 弁護士）

［企業からの取組み事例発表］
「3つの輪による相互信頼」
FJT ホールディングス株式会社

［過労死遺族の声］

玉木 一成 氏
東京駿河台法律事務所 弁護士

中央大学法学部卒業、1985年4月東京弁護士会弁護士登録
1988年過労死弁護団全国連絡会議（過労死弁護団）の設立に参画、現在、過労死弁護団幹事長、全国過労死を考える家族の会顧問、全国過労死防止センター副代表幹事

会場のご案内

名古屋市中小企業振興会館
7F メインホール
（名古屋市千種区吹上二丁目6番3号）
・地下鉄「吹上」下車 5番出口より徒歩7分　・市バス「吹上」下車 徒歩5分

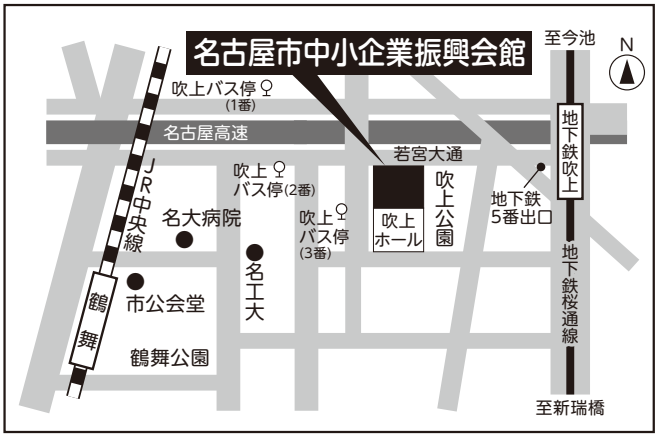

参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 052-915-1523**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

別添２

令和８年度過重労働解消キャンペーンの概要

～長時間労働の削減に向けた監督指導などを実施～

○　具体的な取組

１　労使団体等への協力要請

県下の各労使団体に対して、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組及び大企業等の長時間労働の削減に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取り組みに関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行います。

２　労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換（別紙１）

県内において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業やそれに協力する取引先企業等との意見交換を行い、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、広く紹介します。

訪問日時：令和８年 11 月 12 日（木）13：45～15：30（めど）
訪 問 先：株式会社テクノプラスト
　　愛知県名古屋市南区塩屋町５丁目１－１

３　重点監督の実施

長時間労働が行われていると考えられる事業場などに対し、重点的な監督指導を行います。

４　過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日の設定（別紙２）

令和８年 11 月１日（日）から 11 月７日（土）（１日（日）、３日（火）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、愛知労働局及び愛知県内の労働基準監督署の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、令和８年 11 月７日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、**労働基準監督官**による無料電話相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》
電話番号：０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル）
（なくしましょう　ながい残業）
実施日時：令和８年 11 月７日（土）９：00～17：00

別紙１

愛知労働局長がベストプラクティス企業を訪問

11 月の過労死等防止啓発月間の取組のひとつとして、愛知労働局長が労働時間削減や働き方改革に積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、当該企業における取組事例を収集するとともに、ホームページ掲載等により広く紹介します。

日　時　11 月 12 日（木）13 時 45 分～15 時 30 分（めど）

場　所　株式会社テクノプラスト

（愛知県名古屋市南区塩屋町５丁目１-１）

株式会社テクノプラストは、1968 年に名古屋市昭和区で創業し、2006 年に名古屋市南区に本社を移転しました。板の切削加工などの様々なプラスチック加工・販売を行っている企業です。当日は同社による労働時間削減、働き方改革の取組に関する説明のほか、工場、事務所の見学を行います。

【同社の主な取組内容】

- 自動化ロボットの開発や AI 活用などにより生産性の向上を図り、時間外労働の削減を達成。
- ワークシェアリングなどの推進により、「安心して休める環境」をつくることで、年次有給休暇の取得促進を図るなど、働きやすい職場環境を整備。

愛知労働局 労働局長　ベストプラクティス企業訪問 取材要領

1　申込方法

当日の取材をご希望の場合、11月９日（月）午前中までに、「ベストプラクティス企業訪問取材連絡票」にご記入の上、下記担当までお知らせください。

＜連絡先＞　愛知労働局労働基準部監督課（担当：牧野）

メールアドレス　aichiroudoukyoku-kantokuka@mhlw.go.jp

2　日時と集合場所等

(1) 日　　時

令和８年11月12日（木）　13時45分から15時30分（めど）

(2) 集合時間・集合場所

13時15分

株式会社テクノプラスト　事務所玄関

（名古屋市南区塩屋町５丁目１－１）

（別紙１をご参照ください。）

(3) 駐車場

施設敷地内に駐車場はありますが、台数に限りございます。

駐車場を希望する場合は、**希望台数**を下記担当までお知らせください。

3 ベストプラクティス企業訪問の具体的な行程

(1) 13時15分

取材受付及び取材留意点の説明

(2) 13時45分

株式会社テクノプラストにてベストプラクティス企業訪問を開始。

会議室にて企業の取組状況について説明を受けた後、工場、事務室の見学。

その後、意見交換を実施。

(3) 15時30分 （めど）

ベストプラクティス企業訪問を終了

4 取材に当たっての注意事項

(1) 企業訪問時においても通常の業務は行われておりますので、業務に支障が生じないよう、ご配慮をお願いします。

(2) 服は、動きやすい服装、靴は運動靴等の歩きやすい靴としてください。ハイヒールやサンダルなどの履物は安全確保の観点からご遠慮ください。

(3) 工場内の移動については、先導させていただきますので、ご協力をお願いします。

(4) 写真撮影等は事業場担当者の確認を受けてから行ってください。

なお、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせ下さい。

（担当：労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官 牧野 電話番号 052-972-0253）

事業場名　　株式会社テクノプラスト
所 在 地　　名古屋市南区塩屋町５丁目１－１

ベストプラクティス企業訪問取材連絡票

連絡・報告先
〒460-8507
名古屋市中区三の丸 2-5-1
愛知労働局 労働基準部 監督課
メール：aichiroudoukyoku-kantokuka@mhlw.go.jp
担　当：地方労働基準監察監督官　牧野

メールの入力フォームが開きます。

※ 入力フォームが上手く開かない場合は、右記の二次元コードを読み取っていただくか、上記メールアドレスを入力いただいた上で、必要項目を入力してメールの送信をお願いします。

① 報道機関名 _____

② 取材にこられる人数 _____ 人

③ 駐車場希望台数 _____台

④ その他、 連絡事項、 要望事項

⑤ ご担当者ご芳名及び連絡先

ご　芳　名 _____

連絡先電話番号 _____

別紙２

11月7日(土)
「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

愛知労働局では11月７日（土）を特別労働相談受付日としまして、労働基準監督官による無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

これは、全国８労働局で実施し、長時間労働や賃金不払残業の解消に向けて「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として行うものです。

この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準法や関係法令の規定・考え方の説明や、相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に合わせた対応を行います。

「過重労働解消相談ダイヤル」概要

１　フリーダイヤル

なくしましょう　ながい 残 業

０１２０ － ７９４ － ７１３

・全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能※
・匿名での相談も可能

２　受付日時　**11月７日（土）　9:00～17:00**

３　実施場所　**愛知労働局　２階北大会議室**

（名古屋市中区三の丸２丁目５番１号
名古屋合同庁舎第２号館）

４　取材対応　取材をご希望の場合、11月５日（木）午前までに「過重労働解消相談ダイヤル取材連絡票」にご記入の上、下記担当までお知らせください。

〈連絡先〉愛知労働局労働基準部監督課（担当：牧野）
メールアドレス
aichiroudoukyoku-kantokuka@mhlw.go.jp

※　当日、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施する全国の労働局は愛知の他、北海道、宮城、東京、大阪、広島、香川、福岡となっています。
愛知労働局では主に中部・東海地区の７県（富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重）からの相談に一元的に対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

1　電話相談実施場所は合同庁舎内のため、ご来庁の際は玄関（庁舎東側）での受付が必要となり、身分証明書等の確認がございますので、ご了承願います。
2　指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
3　カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください)。
4　カメラの位置などについては、当局の職員と調整をお願いします。
5　腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
6　来庁時の交通手段については、事前に当局職員と調整してください。
7　相談の妨げにならないようご注意ください。
8　その他、当局職員の指示に従っていただくようお願いします。

過重労働解消相談ダイヤル取材連絡票

連絡・報告先
〒460-8507
名古屋市中区三の丸 2-5-1
愛知労働局 労働基準部 監督課
メール：aichiroudoukyoku-kantokuka@mhlw.go.jp
担　当：地方労働基準監察監督官　牧野

メールの入力フォームが開きます。

※ 入力フォームが上手く開かない場合は、右記の二次元コードを読み取っていただくか、上記メールアドレスを入力いただいた上で、必要項目を入力してメールの送信をお願いします。

① 報道機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 取材にこられる人数 ＿＿＿＿＿ 人

③ その他、 連絡事項、 要望事項

④ ご担当者ご芳名及び連絡先

ご　芳　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿